

令和8年度ふじみ野市立児童発育・発達支援センター ふじみんたんぽぽ園(児童発達支援)併用通園クラス 利用募集要項

1 児童発育・発達支援センターとは

地域の発育発達に不安のあるお子さま、または障がいのあるお子さまとその保護者さまからの発達段階に応じた相談に対し、センターにおける専門相談及び個別訓練等を行います。また、日常生活における基本的動作、自立生活に必要な関わり方に関する情報提供及び集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

お子さまに関わる地域の保育所、幼稚園及び学校等と連携し、お子さまが地域で自立した日常生活を築くことができるよう支援します。

2 児童発育・発達支援センターの営業日及び時間

(1) 開館日及び時間

月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 休館日

ア 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

イ 臨時休館日（センターの運営管理上市長が必要と定めた休館日）

3 ふじみんたんぽぽ園児童発達支援併用通園クラスについて

(1) 支援目的

お子さまの特性や発達段階に応じた療育を小集団の中で行い、また地域の保育所や幼稚園等と連携しながら、お子さまの心身の発達を促すことを目的とします。

(2) サービス提供日、クラス及び時間

・年少クラス（月・火曜日） 午前9時30分から午後2時30分まで

・年中クラス（木・金曜日） 午前9時30分から午後2時30分まで

※年少のクラスでは、慣らし療育期間(親子通園・保育時間短縮)を設けています。

※センターの調理室で調理した給食を提供しています。なお、食物アレルギーがあるお子さまについては、お弁当を御持参いただく場合がありますので、事前に御相談ください。

(3) 休園日

① 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

② 春期休園日、夏期休園日及び冬期休園日

③ 台風等による自然災害等の休園

施設及び周辺の状況を確認し、開園が困難と判断した場合は、休園の措置をとる場合があります。

④ 感染症等による休園

感染症拡大を防ぐ目的により、休園とする場合があります。

(4) 送迎

御利用にあたっては、保護者さまによる送迎をお願いいたします。

(5) 行事(運動会、遠足等)

主として在籍する保育所や幼稚園等への参加をお願いしております。

(6) 在籍する保育所及び幼稚園等との連携

保護者さまの同意に基づき、主として在籍する保育所や幼稚園等の先生方と定期的にお子さまの御様子について、話し合いをしながら支援を進めています。また、お子さまが在籍する保育所や幼稚園等へ、職員が御様子をお伺いに行くとともに、保育所や幼稚園等の先生に当園へお子さまの御様子を見に来ていただき、お子さまの成長を一緒に支援していきます。

(7) 1日の流れ(予定)

時 間	活 動	内 容
9:30	登園	朝の支度・排泄・室内遊び
10:10	朝の会 課題活動	出欠確認・手遊び・絵本など 制作・運動遊び・集団遊び・感覚遊び・認識遊び
11:15	室内遊び	
11:45	給食	食後、自由遊び
13:00	課題活動	制作・運動遊び・集団遊び・感覚遊び・認識遊び
13:40	帰りの会	
14:30	降園	降園前に保護者さまへお子さまの利用時の様子の振り返り

※実施内容は変更となる場合があります。

(8) 利用料

① サービス利用料

児童発達支援を利用するお子さまについては、満3歳になり初めての4月1日からのサービス利用料はかかりません。

② 利用時実費負担

給食費(1食300円)、教材費等

③利用料のお支払い方法

利用する日の属する月の末日で利用料を計算し、翌月中旬に請求書を送付いたします。なお、お支払い方法につきましては、納付書払いとなりますので、お近くの金融機関にてお支払いをお願いいたします。

4 募集クラス及び人数

年少クラス（月・火曜日） 5名

（ふじみ野市在住で満3歳児（令和4年（2022年）4月2日から令和5年（2023年）4月1日生まれ）のお子さま）

※利用開始日までに、「通所受給者証」の交付を受けていることが必要です。

※募集人数に達した時点で受付を終了いたしますので、予め御了承ください。

5 利用申込方法

市ホームページに掲載する以下の提出書類をダウンロードの上、必要事項を記入し御提出をお願いいたします。

（1）提出書類

・令和8年度ふじみ野市立児童発育・発達支援センターふじみんたんぽぽ園

（児童発達支援）併用通園クラス利用申込書

・家庭・児童状況確認票

（2）提出先

ふじみ野市立児童発育・発達支援センター発達総合相談支援窓口

（ふじみ野市福岡1-2-5 ふじみ野市総合センターフクトピア2階）

（3）受付時間

午前9時から午後5時まで ※土曜日、日曜日及び祝日を除く

6 利用決定までの流れ

（1）面接の実施

御提出をいただいた必要書類をもとに、お子さま及び保護者さまと利用に係る面接をさせていただきます。

（2）利用の決定

利用に係る面接後、センター内で協議の上御連絡をさせていただきます。

※利用にあたり、利用開始日までに「通所受給者証」の申請手続が必要となります。御不明な点につきましては、ふじみ野市立児童発育・発達支援センター発達総合相談支援窓口までご連絡ください。

7 入園前の見学

入園を希望するご家族さま向けに見学日を設けますので、詳細につきましては、ふじみ野

市立児童発育・発達支援センター発達総合相談支援窓口まで御連絡ください。

8 その他

- (1) 「通所受給者証」の交付を受け、利用契約をすることで正式な利用決定となります。
- (2) 当園は療育を行う通所施設であり、保護者さまの就労を保証する施設ではございません。なお、利用申込みを希望するお子さまの兄弟姉妹で、保護者さまの就労を要件に保育所を利用している場合は、当園への入園申込書提出について、事前に当市保育課へ御相談ください。

御利用についての問合せは、下記までお願ひいたします。

【問合せ先】

ふじみ野市立児童発育・発達支援センター
発達総合相談支援窓口 (049-293-7874)

